

奥州市市有林 J-クレジット認証・販売業務
仕 様 書

令和6年6月

奥 州 市

仕 様 書

1 業務に関する基本的な考え方

奥州市（以下「市」という。）は、市が管理する市有林において、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（以下「J-クレジット制度」という。）の創出・販売に市と共同で取り組む者（以下「共同創出者」という。）と契約を締結し、双方の協力の下にJ-クレジット制度に取り組むとともに、同制度により認証されたクレジットの販売を行うものとする。

クレジットの販売収入は、市と共同創出者で分配を行い、共同創出者は、その分配益を当該事業に要する経費に充てるものとする。

2 業務名 奥州市市有林J-クレジット認証・販売業務

3 対象地域及び面積

市が管理する市有林約3,000haのうち346ha（別添「配置図」参照）

（※今後、資料整理の過程で、市有林面積及び対象面積が増減する場合がある。）

4 契約期間 契約締結の日から令和16(2033)年3月31日まで

5 関係制度文書

本業務の実施にあたっては、本仕様書の定めによるほか、次のJ-クレジット制度文書を遵守して実施するものとする。

- (1) 実施要綱Ver. 7.0（2024年5月8日）
- (2) 実施規定（プロジェクト実施者向け）Ver. 10.0（2024年5月8日）
- (3) 同上（審査機関向け）Ver. 3.0（2024年5月8日）
- (4) モニタリング算定規定（森林管理プロジェクト用）Ver. 3.7（2024年3月29日）
- (5) 方法論策定規定（森林管理プロジェクト用）Ver. 3.2（2024年3月29日）
- (6) 定款（プロジェクト実施者向け）Ver. 1.2（2019年10月29日）

6 業務の進め方

(1) スケジュール

ア 令和6年度

- ・プロジェクト計画書作成・登録申請
- ・審査機関による審査
- ・プロジェクト登録

イ 令和7年度から令和15年度まで毎年

- ・森林管理（巡視）、モニタリング（現地検査）
- ・モニタリング報告書作成
- ・審査機関による審査

- ・ J ークレジット認証申請
- ・ クレジット発行・販売

(2) 業務役割分担表

作業項目	時期	市	共同創出者
プロジェクト計画書作成・登録申請	令和6年度	△	○
プロジェクト登録費用			
・プロジェクト計画書の作成支援申請書作成及び申請		△	○
・プロジェクト計画書事前資料整理		○	○
・現地調査		○	○
・プロジェクト登録申請書作成及び申請		△	○
審査（妥当性確認）			
・審査費用支援申請及び同意書の作成及び申請			○
・審査機関との妥当性確認業務委託契約（費用負担含む。）			○
・妥当性確認（現地検査）		○	○
・妥当性確認（書類検査）＜修正対応＞	△	○	
・巡視結果取りまとめ	○	○	
モニタリング	令和7年度		
・（費用負担含む）			○
・審査機関との検証業務委託契約（費用負担含む。）	令和7年度 から		○
・モニタリング報告書作成及び申請		△	○
・モニタリング検証（現地検査）		○	○
・モニタリング検証（書類検査）＜修正対応＞	令和15年度 まで		○
J ークレジット制度認証申請書作成			○
J ークレジット検証費用			○
J ークレジット販売（又は買取）		○	○

(※○印は主に取り組む者とし、△印は○印者の補助を行うこととする。)

7 情報管理及び情報保護対策

- (1) 本業務で取り扱う情報については、個人情報、発注者から貸与された資料及び情報を適正に管理するものとする。なお、共同創出者が第三者に解析、集計等を依頼する場合は、市に書面により協議し、承諾を受けなければならない。
- (2) 共同創出者は、機密情報提供、返却等の授受については、市と協議のうえ行うものとする。

8 提供資料とその取扱い

- (1) 提供資料
 - ・ 森林経営計画（認定書付）
 - ・ 森林簿
 - ・ 森林計画図

・収穫予想表

- (2) 共同創出者は、提供資料を破損・紛失・盗難などの事故がないように管理し、本業務が完了したとき、協定が解除されたとき、又は本業務の遂行上不要となったときは、速やかに返却を行うものとする。

9 守秘義務

- (1) 共同創出者は、協定から生じる一切の権利・義務を第三者に譲渡又は対処してはならないものとし、業務で知り得た内容を第三者に開示・漏洩してはならず、業務の完了後も同様とする。
- (2) 業務で使用する各種資料・データに含まれる情報等、情報の機密性が高く求められる資料を利用するため、紛失又は漏洩の無いように格別な注意を払うものとする。

10 紛争の回避

共同創出者は、業務の遂行のため他人の土地に立ち入る場合、あらかじめ土地の所有者の了解を得るなど、紛争が起こらないように留意すること。

11 諸事故の処理

- (1) 共同創出者は、情報の漏洩を含む諸事故等については、速やかに市に連絡するものとする。
- (2) 本業務によって生じた諸事故及び第三者に与えた損害は、その原因が共同創出者による場合、共同創出者の責任により解決しなければならない。
- (3) (1)及び(2)の規定は、本業務に係る協定期間の満了後又は協定解除後も同様とする。

12 その他

本仕様書に記載のない詳細な項目、内容等については、市と共同創出者の協議の上決定し、市の指示を受けるものとする